

重要事項のご説明

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

重要事項のご説明

契約概要のご説明(傷害補償(標準型) 特約セット団体総合生活補償保険)

平成 28 年 4 月

- ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または保険証券（注）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- （注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体総合生活補償保険は、被保険者が傷害（以下「ケガ」といいます）を被った場合等に保険金をお支払いする保険です。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

基本となる補償		
補償の種類	補償の概要	基本となる補償の特約
ケガの補償	被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってケガを被った場合に保険金をお支払いします。	傷害補償(標準型) 特約

(2) 被保険者の範囲

被保険者は、ご本人となります。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

2 基本となる補償、保険金額の設定等

(1) 保険金をお支払いする場合

「保険金をお支払いする場合」についての詳細は、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

補償の種類	保険金をお支払いできない主な場合
ケガの補償	①次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 - 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など ②次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注） ・細菌性食中毒、ウイルス性食中毒 ③次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ・被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具（＊１）を用いて競技等（＊２）をしている間（ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等（＊２）をしている間」を除きます） イ. 乗用具（＊１）を用いて競技等（＊２）を行うことを目的とする場所において、競技等（＊２）に準ずる方法・態様により、乗用具（＊１）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（＊２）に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車をを使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車をを用いて競技等（＊２）をしている間または競技等（＊２）に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車をを使用している間 ・被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など （＊１）乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 （＊２）競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。

（注）被保険者が自覚症状を訴えている場合であってもレントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所またはご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

(4) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 保険金額の設定

保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの保険金額については、加入申込票をご確認ください。

保険金額・日額は、被保険者の年齢・収入などに照らして適正な額となるように設定してください。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間および職業・職務等により決まります。また、お客さまの保険料については、加入申込票をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

保険商品・契約内容に関するお問合わせ、保険会社等の連絡・相談・苦情窓口や事故時の連絡先については、「注意喚起情報のご説明」の[保険商品・契約内容に関するお問合わせについて](#)、[保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について](#)および[指定紛争解決機関について](#)をご確認ください。

- ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、パンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または保険証券(注)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- (注) ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者に交付されます。
- 申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

1 告知義務(ご加入時にお申し出いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目(加入申込票上の「※」印の項目(告知事項))について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。
- (2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(注)ので、今一度、告知内容をご確認ください。

(注) 下記において③に該当したときは、ご契約を解除することがあります。

告知事項	①被保険者の職業・職務(注1)
	②被保険者数
	③同じ被保険者について身体のケガまたは病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注2)の有無

(注1) 職種級別は、保険料の算出や保険金のお支払いに際し極めて重要な項目です。お申込みの際には改めてご確認ください。

傷害補償(標準型)特約の職種級別表

職種級別	職業分類
A	●下記B以外の職業従事者 ●主婦・学生・無職者 など
B	●農林業作業者 ●採鉱・採石作業者 ●木・竹・草・つる製品製造作業者 ●漁業作業者 ●自動車運転者(助手を含む) ●建設作業者

(注2) タフ・ケガの保険、学生・子ども総合保険、タフ・ケガの保険〔積立タイプ〕等をいい、団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等について)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 傷害死亡保険金受取人

- (1) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合、傷害死亡保険金は、被保険者本人の法定相続人にお支払いします。
- (2) 被保険者本人の傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合または変更する場合には、必ず被保険者本人の同意を得てください。なお、同意のないまま契約された場合、保険契約は無効となります。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなお契約

現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

5 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

- (1) 申込人または被保険者には以下に記載する通知事項が発生した場合、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社に連絡する義務(通知義務)があります。申込人または被保険者の故意や重大な過失により、以下の通知事項について遅滞なく連絡していただけなかった場合、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

通知事項	①被保険者本人の職業・職務を変更した場合
	②被保険者数が増減となる場合

- (2) 被保険者本人が職業・職務を変更した場合で、下記の「職業・職務」に変更した場合、保険期間の途中であってもご契約を解除することがあります。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます)、力士、その他これらと同程度の危険な職業

- (3) ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

特約の追加など、契約条件を変更する場合

6 補償の開始・終了時期

- (1) 補償の開始: 始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。
- (2) 補償の終了: 満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2 基本となる補償、保険金額の設定等**(2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社まで申し出ください。

- (1) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- (2) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し保険契約を解約することを求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、この保険契約を解約しなければなりません。

【被保険者が解約を求めることができる場合】

- ①この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ②以下に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを発生させ、または発生させようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事犯を発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了などにより、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する資料等を提出してください。

※2 解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページをご覧ください。<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

＜その他ご注意いただきたいこと＞

■ご契約内容および事故報告内容の確認について

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適切かつ迅速・確実なお支払いを確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までお問合わせください。

※具体的には、損害保険の種類、保険契約者名、被保険者名、保険金額、被保険者同意の有無、取扱損害保険会社等の項目について確認を行っています。

■無効・取消し・失効について

- (1) 以下のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。①は、既に払い込んだ保険料は返還できません。②は、保険料の全額を返還します。
- ①保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合
 - ②被保険者本人の法定相続人以外の方を傷害死亡保険金受取人とする場合に、保険契約者以外の方を被保険者本人とする保険契約について、その被保険者本人の同意を得なかった場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
- (3) 以下の場合には、この保険契約は失効となります。この場合、既に払い込んだ保険料は普通保険約款・特約に定める規定により返還します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
- 被保険者が死亡（注）したとき

（注）傷害死亡保険金をお支払いするケガにより被保険者が死亡した場合は、傷害保険金部分の保険料は返還できません。

■重大事由による解除

以下のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- (1) 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故等を発生させた場合
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- (3) 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- (4) 複数の保険契約に加入することで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合 など

■請求権等の代位について

所得補償保険金等について、損失・損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合に、引受保険会社がその損失・損害に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- (1) 引受保険会社が損失・損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- (2) 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失・損害の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

※1 所得補償保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に所得補償保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して所得補償保険金をお支払いします。

※2 上記以外の保険金についても請求権等の代位に関して規定されている場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

■事故が発生した場合

① 事故の発生

- (1) 事故が発生した場合には、30 日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

② 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、＜別表「保険金請求書類」＞のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて＜別表「保険金請求書類」＞以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

③ 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出を受けた後その日を含めて30 日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

④ 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

⑤ 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

＜別表「保険金請求書類」＞

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(5)に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	被保険者であることを確認する書類		
	書類の例	・ 家族関係の証明書類（住民票、戸籍謄本）	など
(4)	保険金の請求権をもつことの確認書類		
	書類の例	・ 印鑑証明書、資格証明書 【質権が設定されている場合】・ 質権者への支払確認書	・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 ・ 保険金直接支払指図書 ・ 債務額現在高通知書
(5)	ケガに関する保険金を請求する場合に必要な書類		

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- (1) 保険料の決定の仕組み** **契約概要**
- 保険料(注)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。
- (注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

- (2) 保険料の払込方法** **契約概要** **注意喚起情報**
- ①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注1)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください(注2)。
- (○：選択できます ×：選択できません)

主な払込方法	分割払	分割払	一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○(注6)	○(注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

- (注1)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。
- (注2)お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団級での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただきます。
- (注3)保険料割増が適用されます。
- (注4)一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。
- (注5)保険料の額によっては利用できない場合があります。
- (注6)初回保険料のみ選択できます。
- ②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

- (3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い** **注意喚起情報**
- キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。
- (注)口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項) **注意喚起情報**

- (1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。**
- (注)ご契約時に当社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。
- (2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約に際して、今一度お確かめください。**

危険に関する重要な事項
①保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容 ②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等について) **注意喚起情報**

保険契約者が個人の場合で、保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申込み後であっても、次のとおりご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)を行うことができます。

- (1) クーリングオフができる期間**
- ご契約を申し込まれた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、クーリングオフをすることができます。
- (2) クーリングオフのお申出方法**
- 前記(1)クーリングオフができる期間の期間内(8日以内の消印のみ有効)に、当社(後掲のあて先参照)に必ず郵便にてご通知ください。
- ※1ご契約を取り扱った代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- ※2既に保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、クーリングオフの効力は生じず、ご契約は有効に存続するものとさせていただきます。

3

4X2V-2・6X2V-2(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

- (3) 払い込みいただいた保険料の取扱い**
- クーリングオフをされた場合には、既に払い込みいただいた保険料は、すみやかにお客さまにお返しいたします。また、代理店・扱者および当社はクーリングオフをされたことによる損害賠償または違約金をお客さまに一切請求いたしません。
- ただし、始期日以降にクーリングオフをされた場合は、始期日(注)からクーリングオフのお申出までの期間に相当する保険料を払い込みいただく場合があります。
- (注)始期日以降に保険料を払い込みいただいたときは、当社が保険料を受領した日となります。

- (4) クーリングオフができないご契約**
- 次のご契約は、クーリングオフをすることができませんのでご注意ください。
- ①保険期間が1年以内のご契約(自動継続特約がセットされている保険期間が1年以内の契約を含みます)
- ②営業または事業のためのご契約
- ③法人または社団・財団等が締結したご契約
- ④通信販売特約に基づき申し込まれたご契約
- ⑤第三者の担保に供されているご契約

- (5) ご連絡いただく事項**
- クーリングオフのお申出をされる場合は、次の必要事項をご記入のうえ、ハガキまたは封書で郵便にてご通知ください。
- ①ご契約のクーリングオフを申し出る旨の文言
- ②ご契約を申し込まれた方の住所、氏名・押印、電話番号(ご連絡先)
- ③ご契約を申し込まれた年月日
- ④ご契約を申し込まれた保険の次の事項
- ・保険種類(賠償責任保険)
 - ・領収証番号(保険料領収証の右上に記載の番号)または証券番号
- ⑤ご契約を取り扱った代理店・扱者名
- ⑥ご契約の取扱店名

あて先 〒150-8488
東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 お客さまの声グループ 行

III. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(契約締結後にご連絡いただく事項) **注意喚起情報**

- (1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ(通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または当社まで連絡する義務(通知義務)があります。ご連絡がない場合は、保険期間の途中であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと(注)がありますので、ご注意ください。**

4

4X2V-2・6X2V-2(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りします。

通知事項
①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合 ②上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

- (2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。**

- ①事業を廃止または譲渡した場合
②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
③上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

- (3) 「事業活動に伴って生ずることのある損害を補償する契約」でない契約に施設所有(管理)者、昇降機、請負業者、生産物、受託者、自動車管理者の特別約款がセットされている場合(例えば、被保険者がマンション管理組合となる施設所有(管理)者賠償責任保険など)は、告知義務・通知義務等の取扱いが異なります(保険申込書の※印がついている項目に記載された内容が告知事項となります)。取扱いの詳細は、これらの特別約款に自動セットされる「保険法の適用に関する特約」をご確認ください。**

2 解約と解約返れい金 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります(「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します)。また返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3 無効、失効、取消について **注意喚起情報**

- 下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。
- ①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
- ②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未經過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- ③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

5 調査について

事故の発生の予防措置についてその状況を調査させていただくことがあります。この調査の結果、不備がある場合、当社はこれを改善することを保険契約者または被保険者をお願いすることがあります。正当な理由がなくこの調査または改善のお願い(請求)を拒否した場合は、ご契約を解除させていただきます(「保険法の適用に関する特約」がセットされるご契約を除きます)。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

6 継続契約について

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 当社が、普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一、事故が発生した場合のご注意

- (1) 事故の発生
- ① 事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ② このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③ この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。
- (2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い
- このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。
- (3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等
- 被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)	
(2) 当社所定の損害(事故)状況報告書	
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を確認するためにこの報告書のほか(4)①、③、(5)①、③または(6)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
(3) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本など

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、更改のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続を含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

- 法令等の対応について
- 個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。
- 契約等の情報交換について
- 当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。
- 再保険について
- 再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは 当社ホームページをご覧ください。
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます)。

- ① 保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合 など

5

4X3V-1・6X3V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

(4) 損害賠償責任に関する保険金請求に必要な書類	
① 損害賠償事故の発生を証明する書類	
書類の例	・ 公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・ 賃貸借契約書、マンション管理規約、契約書、請負書、警備仕様書、宿帳 ・ 被保険者名簿(居住者名簿、従業員名簿等) ・ 労働者派遣契約書 ・ 預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・ 事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
② 損害賠償の額を証明する書類	
書類の例	・ 示談書またはこれに代わる書類 ・ 修理見積書、請求明細書、領収書 ・ 損害賠償内容申告書 ・ 購入時の領収書・保証書・仕様書 ・ 図面(配置図、建物図面) ・ 仕入売上伝票 ・ 当社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書、レントゲンなどの検査資料 ・ 死亡診断書、死体検案書 ・ 法定外補償規定 ・ 葬儀費明細書、領収書 ・ 交通費・諸費用の明細書 ・ その他の支出した費用の額を示す書類 ・ 休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、決算報告書、確定申告書) ・ 受領している年金額を示す資料 ・ 政府労災からの支給額を示す資料 など
③ その他の書類	
書類の例	・ 運転資格を証明する書類(免許証など) ・ 自賠責証明書および任意自動車保険の証券 ・ 権利移転書 ・ 先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) ・ 調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など
(5) 傷害(ケガ)に関する保険金請求に必要な書類	
① 事故の発生を証明する書類	
書類の例	・ 公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・ 死亡診断書または死体検案書 ・ 医師の診断書 ・ 後遺障害診断書 など
② 保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	・ 医師の診断書 ・ 後遺障害診断書 ・ 領収書 など
③ その他の書類	
書類の例	・ 運転資格を証明する書類(免許証など) ・ 調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など
(6) その他費用に関する保険金請求に必要な書類	
① 事故の発生を証明する書類	
書類の例	・ 公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・ 事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
② 保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	・ 修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書 ・ 交通費・宿泊費・移送費・通信費等の諸費用の明細書 ・ 損害防止費用・収益減少防止のために支出した費用を示す書類 ・ 製造原価・仕入原価等を確認する書類(製造原価報告書、仕入伝票) ・ 財務諸表などの決算書類や、売上高(生産高)に関する書類 ・ 月次試算表 ・ 支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書) ・ 復旧通知書、復旧工程表 など
③ その他の書類	
書類の例	・ 調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など

4X3V-1・6X3V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010943(V01-721)

6

(4) 保険金のお支払時期

当社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(5) 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(6) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(7) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

8 保険料確定特約の内容および注意事項について

保険料を売上高(生産高)、完成工事高、年間入場者数等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額を精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。

確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」や確定保険料方式の「包括契約特約」等をセット)された方は、次をご確認いただき、保険申込書の「保険料確定特約ご確認欄」に押印をお願いします。

※確定精算を省略する契約方式をお取扱いできないご契約もあります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(1) 保険料算出の基礎について

①保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

②保険の対象となる工事、仕事、生産物等が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告(記入)ください。

(2) 確定精算を省略する方式(保険料確定特約)に関する注意事項について

①保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

②保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

③お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

④保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合(注)には、この特約はセットできません。

(注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

⑤ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

9 最低保険料について(確定精算方式の場合)

前記 **8 保険料確定特約の内容および注意事項について** で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料(年額)が最低保険料5,000円に達しないときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます(別に約定した場合を除きます)。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

10 集団扱のご契約について

団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が次の表に該当する契約に限ります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

対象種目	施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、受託者賠償責任保険、自動車管理者賠償責任保険
保険契約者	(1) 集団の所属員(次のいずれかの方) ① 集団に勤務する方(役員・従業員等) ② 集団を構成する個人・法人 ③ 上記②に勤務する方(役員・従業員等) ④ 上記②を構成する個人・法人 ⑤ 上記④に勤務する方(役員・従業員等)
被保険者	保険契約者本人(補償内容により、保険契約者以外の方も被保険者となる場合があります)

なお、保険期間の途中で前記の条件を満たさなくなった場合は、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、介護保険・社会福祉事業者総合保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいますようお願いいたします。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご契約の保険種類ごとの特別約款・特約（以下「普通保険約款・特約」といいます）に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる団体契約を含みます）、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください

この書面における主な用語について説明します。

被 保 険 者	補償の対象となる方をいいます。
保 険 期 間	保険のご契約期間をいいます。
支 払 限 度 額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担された場合に、当社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。
免 責 金 額	保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引き額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

契約概要

賠償責任保険普通保険約款 + 介護保険事業者・社会福祉施設特別約款
+ 施設事業者特約 訪問介護事業者特約 社会福祉協議会特約(注1)
+ 賠償責任保険追加特約(自動セット) + 各種特約(注2)

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害保険カスタマーセンター
0120-721-101 (無料)

※受付時間【平日9:00～17:00
【土・日・祝日および年末年始は休業
させていただきます】

事故が発生した場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター
0120-985-024 (無料)

※受付時間【365日24時間】
※IP電話からは**0276-90-8852**【有料】に
おかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

(注1)契約内容に応じて、いずれかの特約がセットされます。

施設事業者プラン/施設事業者特約
訪問介護事業者プラン/訪問介護事業者特約
社会福祉協議会プラン/社会福祉協議会特約

(注2)セットできる主な特約については「(3)セットできる主な特約」をご参照ください。

(2)補償内容

契約概要

注意喚起情報

①被保険者

記名被保険者（保険申込書の記名被保険者欄に記載された方）が被保険者となります。ただし、適用される補償の内容によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いする主な場合は次のとおりです。保険金をお支払いする条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

賠償損害	被保険者が日本国内において保険証券記載の業務（以下「業務」といいます）を遂行するにあたり発生した次のアからエまでに該当する事故について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。	次のいずれかに該当する事故 a.業務の遂行のために所有、使用もしくは管理する施設（設備を含みます。ただし、業務遂行に際し使用する器具類は除きます。以下「施設」といいます）に起因する他人の身体の障害または財物（次のイの管理財物を除きます。以下同様とします）の損壊 b.業務の遂行に起因する他人の身体の障害または財物の損壊。ただし、次のcおよびdを除きます。 c.被保険者の占有を離れた財物（被保険者が業務の遂行とは無関係に製造、販売または提供した財物を除きます）に起因する他人の身体の障害または財物の損壊 d.被保険者が行った業務の終了（業務の目的物の引渡しを要する場合は引渡しをもって業務の終了とします）または業務の結果に起因する他人の身体の障害または財物の損壊
	イ. 管理財物の損壊	管理財物（業務の遂行のために被保険者が使用または管理する財物または施設に所在する昇降機に積載した財物をいい、被保険者が借用する不動産を除きます）の損壊

指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんばADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

【ナビダイヤル】
【全国共通・通話料有料】 **0570-022-808**

※受付時間【平日9:15～17:00【土・日・祝日および年末年始を除きます】】 ※携帯電話からも利用できます。

※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。

※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

1

RX1V-2(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

賠償損害	ウ. 人格権侵害	前記アのaからdまでのなかで記載されている事由に起因する次のいずれかに該当する不当行為 ・不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉毀損 ・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉毀損またはプライバシーの侵害
	エ. 経済的損害	前記アからウまでに掲げる事故のほか、被保険者が業務を遂行にあたり、業務上相当な注意をいなかったことにより、利用者に財産的損害を与えたこと
費用損害	ア. 事故対応費用	事故に起因して、事故対応費用を負担することによって被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。
	イ. 対人見舞費用	前記賠償損害のア. 対人・対物事故により保険期間中に他人の身体の障害が発生した場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することなく、償還として支払う見舞金（弔慰金および見舞品の購入費用を含みます）を当社の同意を得て支払ったときは、被保険者が対人見舞費用を負担することにより被る損害に対して、見舞費用保険金をお支払いします。 ※見舞費用保険金をお支払いした後、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合には、見舞費用保険金は、特別約款または特別約款に適用されるその他の特約によりお支払いすべき保険金に充当します。

③保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、主なものをご記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

- 【次の損害賠償責任を負担することによって被る損害】
- ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
 - ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
 - ・被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任
 - ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
 - ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償責任
 - ・地震、噴火、洪水または地震もしくは爆発による津波に起因する損害賠償責任
 - ・排水または排気（煙を含みます）に起因する損害賠償責任。ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。
 - ・原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任。ただし、医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ（ワット、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みます）の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に関し、法令違反がなかった場合を除きます。
 - ・石棉（アスベスト）、石棉の代替物質またはこれらを含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する損害
 - ・汚染物質の排出、流出、溢出または漏出（以下「排出等」といいます）に起因する損害。ただし、汚染物質の排出等として認められず突発的な場合を除きます。
 - ・介護保険法または社会福祉法に定める所定の資格を有しない者、または業務の遂行にあたり必要な資格が法律に定めのある場合はその所定の資格を有しない者が行った業務に起因する損害賠償責任

- ・業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ・保険契約者、被保険者またはその代理人が、保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれがある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）において、その事故または原因もしくは事由に起因する損害賠償責任
- ・施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- ・次のいずれかに該当する物の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
ア. 航空機
イ. 自動車または原動機付自転車
ウ. 施設外における船・車両（原動力が専ら人力である場合を除きます）または動物
- ・施設の屋根、扉、窓、通風孔等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任
- ・昇降機の所有、使用もしくは管理について、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により法令に違反したことによって生じた損害賠償責任
- ・次の財物の損壊または使用不能（これらの財物の一部の性質または欠陥によるその財物の他の部分の損壊または使用不能を含みます）について負担する損害賠償責任
ア. 生産物
イ. 業務の目的物
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、生産、加工、販売もしくは提供した生産物または行った業務の結果に起因する損害賠償責任
- ・被保険者が業務の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害賠償責任

【次の損害】

- ・石油物質が施設から海、河川、湖沼または運河（以下「公共水域」といいます）へ流出した場合に、水の汚染によって発生した次のいずれかの事由に起因する損害
ア. 他人の財物の損壊
イ. 漁獲高の減少または漁獲物の品質の低下
- ・【②保険金をお支払する主な場合】賠償損害ア. 対人・対物事故のcまたはdの事故が発生した場合または事故が発生するおそれがある場合に、事故の拡大または同一の原因による他の事故の発生を防止するために行った生産物または業務の目的物の回収措置（回収、廃棄、検査、修理、交換またはその他の適切な措置をいいます。以下同様とします）に要する費用（被保険者が支出したと否にかかわらず、損害賠償金として請求されたものと否を問いません。また、その回収措置の対象に生産物または業務の目的物以外の財物が含まれる場合において、その財物にかかる回収措置に要する費用を含みます）およびそれらの回収措置に起因する損害

【管理財物の損壊について次の損害】

- ・保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と世帯を同じくする親族が行い、または加担した盗取に起因する損害
- ・被保険者が私的な目的で使用し、または被保険者の代理人、使用人もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が所有し、または私的な目的で使用する財物の損壊に起因する損害

【人格権侵害について次の損害】

- ・被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為（過失犯を除きます）に起因する損害
- ・直接である間接であるを問わず、被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ・最初の不当行為が行われ、その継続または反復として、被保険者または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する損害
- ・被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害 など

※上記以外にもお支払いできない場合があります。詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますので必ずご確認ください。

2

RX1V-2(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

④お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

賠償損害

ア.対人・対物事故

【お支払いの対象となる損害の範囲】

a. 損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

b. 損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用

c. 権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

d. 緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ当社の書面による同意を得て支出した費用

e. 協力費用

当社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について被保険者が当社に協力するために要した費用

f. 争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

【お支払いする保険金の額】

1 事故につきお支払いする保険金の額は、上記 a から d までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、ご契約に適用される支払限度額が限度となります。

また、上記 e および f については、その実費全額をお支払いします。ただし、f については、a の額が支払限度額を超える場合は、その支払限度額の a の額に対する割合を乗じて、お支払いします。

保険金の額

=

a. 損害賠償金

+

b. 損害防止費用
c. 権利保全行使費用
d. 緊急措置費用

-

基本契約の
免責金額
(自己負担額)

※保険金をお支払いした場合は「保険証券記載の支払限度額」が減額されます。

賠償損害	イ. 管理財物の損壊 ウ. 人格権侵害 エ. 経済的損害	【お支払いする保険金の額】 施設事業者・社会福祉協議会プランの場合				
		項目		支払限度額		
				1型	2型	3型
		管理財物	1事故・保険期間中につき (うち現金・小切手)	100万円 (10万円)	200万円 (20万円)	300万円 (30万円)
		人格権侵害	1名・1事故・保険期間中につき	500万円	1,000万円	3,000万円
		経済的損害	1事故につき	100万円	100万円	100万円
			保険期間中につき	300万円	300万円	1,000万円
		訪問介護事業者プランの場合				
		項目		支払限度額		
管理財物	1事故・保険期間中につき (うち現金・小切手)	50万円 (10万円)				
人格権侵害	1名につき	50万円				
経済的損害	1事故・保険期間中につき	100万円				
	1事故につき	100万円				
	保険期間中につき	300万円				
費用損害	ア. 事故対応費用	【お支払いの対象となる費用の範囲】				
		a. 初期対応費用				
		被保険者が事故の緊急的対応のために要した次のいずれかに該当する費用のうち、損害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、				
		・事故現場の保存費用(事故現場の保存のために営業を中断した場合の逸失利益は含まれません)				
		・事故現場の写真撮影費用				
		・事故状況調査・記録費用				
		・事故原因調査費用(応急的に事故原因を調査する場合に限り)				
		・事故現場後片付け費用・清掃費用				
		・被保険者の役員または使用人を事故現場に派遣するために要した交通費または宿泊費				
		・通信費				
b. お詫び広告費用						
被保険者が事故の謝罪のための広告に要した費用であって、損害の発生もしくは拡大の防止または損害賠償に関する争訟の解決について必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、						
c. 訴訟対応費用						
被保険者が、事故に起因して日本国内の裁判所に提起されまたは申立てられた被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟、調停等の対応に要した次のいずれかに該当する費用のうち、必要かつ有益な、当社の同意を得て支出した費用に限り、						
・意見書または鑑定書作成のために必要費用						
・外注コピーの費用						
・増設コピー機の賃借費用						
・事故等再現実験費用(事故原因調査費用を含み、事故後の製品開発等を目的とする実験費用は含まれません)						

3

RX2V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

費用損害	ア. 事故対応費用	・相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用 ・被保険者の使用人に対して支払う超過勤務手当または臨時雇用費用 ・被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費 d. 臨時雇入費用（施設事業者プランに限りです） 入所者（施設に宿泊を伴って入所する者をいい、被保険者の使用人を含みません。）が身体の障害を被り、5日以上入院した場合において、被保険者の使用人をその入所者に付添わせることにより、臨時に代行者を雇い入れたときに、その雇い入れに要した当社の同意を得て支出した費用で、入所者が入院している期間に対する賃金、給とおおよび手当に限り、賞与、退職金等を含みません。 【お支払いする保険金の額】 施設事業者・社会福祉協議会プランの場合 <table><tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="3">支払限度額</th></tr><tr><th></th><th>1型</th><th>2型</th><th>3型</th></tr><tr><td>事故対応費用</td><td>1事故・保険期間中につき（うち上記dにかかる損害）</td><td>500万円（100万円）</td><td>500万円（100万円）</td><td>500万円（100万円）</td></tr></table> 訪問介護事業者プランの場合 <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>支払限度額</th></tr><tr><td>事故対応費用</td><td>1事故・保険期間中につき</td><td>500万円</td></tr></table>					項目		支払限度額				1型	2型	3型	事故対応費用	1事故・保険期間中につき（うち上記dにかかる損害）	500万円（100万円）	500万円（100万円）	500万円（100万円）	項目		支払限度額	事故対応費用	1事故・保険期間中につき	500万円																																				
		項目		支払限度額																																																										
			1型	2型	3型																																																									
		事故対応費用	1事故・保険期間中につき（うち上記dにかかる損害）	500万円（100万円）	500万円（100万円）	500万円（100万円）																																																								
		項目		支払限度額																																																										
		事故対応費用	1事故・保険期間中につき	500万円																																																										
		イ. 対人見舞費用	【お支払いする保険金の額】 施設事業者・社会福祉協議会プランの場合 <table><tr><th colspan="2">項目</th><th colspan="3">支払限度額</th></tr><tr><th></th><th>1型</th><th>2型</th><th>3型</th></tr><tr><td>a. 死亡した場合</td><td></td><td>5万円</td><td>10万円</td><td>10万円</td></tr><tr><td>b. 後遺障害が生じた場合</td><td></td><td colspan="3">上記の額に後遺障害等級表に掲げる割合を乗じた額</td></tr><tr><td rowspan="8">c. 入院・治療の場合</td><td rowspan="4">入院期間</td><td rowspan="4">1被害者につき</td><td>31日以上</td><td>3万円</td><td>5万円</td><td>5万円</td></tr><tr><td>15日以上</td><td>2万円</td><td>3万円</td><td>3万円</td></tr><tr><td>8日以上</td><td>1万円</td><td>2万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>7日以内</td><td>5千円</td><td>1万円</td><td>1万円</td></tr><tr><td rowspan="4">治療期間（往診を含みます）</td><td>31日以上</td><td>2万円</td><td>3万円</td><td>3万円</td></tr><tr><td>15日以上</td><td>1万円</td><td>2万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>8日以上</td><td>5千円</td><td>1万円</td><td>1万円</td></tr><tr><td>7日以内</td><td>3千円</td><td>5千円</td><td>5千円</td></tr></table>					項目		支払限度額				1型	2型	3型	a. 死亡した場合		5万円	10万円	10万円	b. 後遺障害が生じた場合		上記の額に後遺障害等級表に掲げる割合を乗じた額			c. 入院・治療の場合	入院期間	1被害者につき	31日以上	3万円	5万円	5万円	15日以上	2万円	3万円	3万円	8日以上	1万円	2万円	2万円	7日以内	5千円	1万円	1万円	治療期間（往診を含みます）	31日以上	2万円	3万円	3万円	15日以上	1万円	2万円	2万円	8日以上	5千円	1万円	1万円	7日以内	3千円	5千円	5千円
			項目		支払限度額																																																									
				1型	2型	3型																																																								
			a. 死亡した場合		5万円	10万円	10万円																																																							
b. 後遺障害が生じた場合			上記の額に後遺障害等級表に掲げる割合を乗じた額																																																											
c. 入院・治療の場合	入院期間		1被害者につき	31日以上	3万円	5万円	5万円																																																							
				15日以上	2万円	3万円	3万円																																																							
				8日以上	1万円	2万円	2万円																																																							
				7日以内	5千円	1万円	1万円																																																							
	治療期間（往診を含みます）		31日以上	2万円	3万円	3万円																																																								
		15日以上	1万円	2万円	2万円																																																									
		8日以上	5千円	1万円	1万円																																																									
		7日以内	3千円	5千円	5千円																																																									

4

費用損害	イ. 対人見舞費用	訪問介護事業者の場合				
		項目			支払限度額	
		a. 死亡した場合			50万円	
		b. 後遺障害が生じた場合			上記の額に後遺障害等級表に掲げる割合を乗じた額	
		c. 入院・治療の場合	入院期間	31日以上	1被 害 者 に つ き	10万円
				15日以上		5万円
				8日以上		3万円
				7日以内		2万円
			治療期間 (往診を含みます)	31日以上		5万円
				15日以上		3万円
8日以上	2万円					
7日以内	1万円					

(3) セットできる主な特約

契約概要

セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については代理店・扱者または当社までお問合わせください。

共通	・借用自動車危険補償特約 ・使用者賠償責任補償特約 ・受託物賠償責任補償特約 ・借用不動産補償特約 ・個人情報漏えい賠償責任補償特約 ・業務中傷害補償特約 ・自動車搭乗中傷害補償特約 ・財産補償特約 ・身元信用特約 ・感染症見舞金補償費用補償特約 ・等級ダウン補償費用補償特約
施設事業者プランのみ	・施設利用者傷害見舞金補償特約(滞在型・通所型)

(4) 複数のご契約があるお客さまへ(補償が重複する可能性のある特約のご注意) (注意喚起情報)

他の保険契約等(異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額(支払限度額)等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

RX2V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

- (5)引受条件(支払限度額、免責金額等) **契約概要**
お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」、「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- (6)保険期間、補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**
①保険期間
保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます)は1年間です。
②補償の開始時期
始期日の午後4時(保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始します。
③補償の終了時期
満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

- (1)保険料の決定の仕組み **契約概要**
保険料^(注1)は、ご契約タイプ、保険料算出の基礎数値(定員数、売上高等)等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。
(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
- (2)保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**
①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いがでない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注1)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください(注2)。

(○：選択できます ×：選択できません)

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○(注6)	○(注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

(注1)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。
(注2)お勤め先や所定の集団と当社との間で集金事務の委託契約を交わしている場合は、集団扱での払込方法をご選択いただけます。また、団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただけます。
(注3)保険料割増が適用されます。
(注4)一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。
(注5)保険料の額によっては利用できない場合があります。
(注6)初回保険料のみ選択できます。

Ⅲ.契約締結後におけるご注意事項

- 1 通知義務等(契約締結後にご連絡いただく事項) **注意喚起情報**
(1)保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ(通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または当社まで連絡する義務(通知義務)があります。ご連絡がない場合は、保険期間の途中でであってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと(注)がありますので、ご注意ください。
(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限ります。
- | 通知事項 |
|---|
| ①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
②保険期間中に損害賠償請求がなされるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合
③上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合 |
- (2)「自動車搭乗中傷害補償特約」をセットしている場合で、次の通知事項が発生したときは、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。
- | 通知事項 |
|-------------------|
| 特定自動車の乗車定員数が増えた場合 |
- (3)その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。
- | |
|--|
| ①事業を廃止または譲渡した場合
②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
③法定外補償規定を変更した場合
④上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合 |
|--|

2 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社まで申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります(「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します)。また返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

- ②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。
- (3)保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**
キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。
(注)口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。
- 初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ.契約締結時におけるご注意事項

- 1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項) **注意喚起情報**
(1)保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。
(注)ご契約時に当社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。
(2)ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約に際して、今一度お確かめください。
- | 危険に関する重要な事項 |
|---|
| ①保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容
②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無 |
- 2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等について) **注意喚起情報**
この保険は、ご契約申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

5

RX3V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

3 被保険者からの解約

注意喚起情報

- 被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次の①から⑥までのいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対し業務中傷害補償特約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、当社に対する通知をもって、ご契約の解約を請求しなければなりません。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。
- ①業務中傷害補償特約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
②次に該当する行為のいずれかがあった場合
- ・保険契約者または保険金を受け取るべき方が、当社に業務中傷害補償特約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガをさせ、または生じさせようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、業務中傷害補償特約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
④他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑤保険契約者または保険金を受け取るべき方が、前記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、傷害補償条項の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、業務中傷害補償特約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- ※1 ①に該当する場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、業務中傷害補償特約の解約を求めることができます。その際は、ご本人であることを証明していただく資料等をご提出いただきます。
※2 解約は、その被保険者に係る部分に限ります。

4 無効、失効、取消について

注意喚起情報

- 下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。
- ①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

6

RX3V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

5 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

6 調査について

事故の発生の予防措置についてその状況を調査させていただくことがあります。この調査の結果、不備がある場合、当社はこれを改善することを保険契約者または被保険者をお願いすることがあります。

正当な理由がなくこの調査または改善のお願い(請求)を拒否した場合は、ご契約を解除させていただきます。ご了承ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

7

6 継続契約について

- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 当社が、普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特別約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

- 事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- この保険には、被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書(個人情報の取扱いに関する同意を含みます)
(2) 当社所定の損害(事故)状況報告書
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害(事故)状況を認めるためにこの報告書のほか(4)①、③、(5)①、③、(6)①、③、(7)①、③または(8)①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、更改のご案内、保険制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続を含みます)、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは

当社ホームページをご覧になるか当社までお問い合わせください。
<http://www.aiolissaydowa.co.jp/>

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません(下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます)。

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的としてケガ・損害または事故を発生させた場合
- ② 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ④ 複数の保険契約に加入されることで被保険者の保険金額等の合計額が著しく過大となる場合 など

RX4V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

(3) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本 など
(4) 損害賠償責任に関する保険金請求に必要な書類	
① 損害賠償事故の発生を証明する書類	
書類の例	・ 公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・ 賃貸借契約書 ・ 被保険者名簿(入所者名簿、構成員名簿、従業員名簿、ボランティア登録者名簿等) ・ 業務中・法人の管理下の活動中の事故であることを証明する証明書 ・ 契約書、請負書 ・ 預かり伝票など受託物であることの確認資料 ・ 販売先、レンタル先等を示す台帳等 ・ 事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 ・ 法令等で記録・保管等が義務付けられている帳簿等の書類 など
② 損害賠償の額を証明する書類	
書類の例	・ 示談書またはこれに代わる書類 ・ 修理見積書、請求明細書、領収書 ・ 購入時の領収書・保証書・仕様書 ・ 図面(配置図、建物図面) ・ 仕入売上伝票 ・ 当社所定の診断書、診療報酬明細書、後遺障害診断書、施術証明書兼施術費明細書 ・ レントゲンなどの検査資料 ・ 死亡診断書、死体検案書 ・ 葬儀費明細書、領収書 ・ 交通費・諸費用の明細書 ・ その他の支出した費用の額を示す書類 ・ 休業損害確認資料(休業損害証明書、源泉徴収票、所得証明書、決算報告書、確定申告書) ・ 受領している年金額を示す資料 ・ 政府労災からの支給額を示す資料 など
③ その他の書類	
書類の例	・ 運転資格を証明する書類(免許証など) ・ 自賠責証明書および任意自動車保険の証券 ・ 権利移転書 ・ 先取特権に関わる書類(被害者への賠償金のお支払いを証明する書類、被害者承諾を証明する書類) ・ 調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など
(5) 傷害(ケガ)に関する保険金請求に必要な書類	
① 事故の発生を証明する書類	
書類の例	・ 公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・ 業務中・法人の管理下の活動中の事故であることを証明する証明書 ・ 死亡診断書または死体検案書 ・ 医師の診断書 ・ 後遺障害診断書 など
② 保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類の例	・ 医師の診断書 ・ 後遺障害診断書 ・ 領収書 ・ 受領 など
③ その他の書類	
書類の例	・ 運転資格を証明する書類(免許証など) ・ 調査同意書(当社がケガの状況などの調査を行うために必要な同意書) など

8

RX4V-1(160101)(2015年10月承認)GN15C010945(V01-726)

(6) 動産・不動産の損害に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類 の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類 の例	・修理見積書、請求明細書、領収書、損害明細書 ・損害内容申告書 ・被害品の価格証明書(購入時の領収書・保証書・仕様書) ・図面(配置図、建物図面) ・復旧通知書、復旧工程表 ・賃貸借契約書 ・損害防止に支出した費用を示す書類 ・支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書) など
③その他の書類	
書類 の例	・権利移転書 ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など
(7) 不誠実行為による損害に関する保険金の支払いをご請求いただく場合に必要となる書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類 の例	・所轄警察署の発行する証明書(告訴証明書、盗難届出証明書、被害届出証明書)またはこれに代わる書類 ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 など
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類 の例	・請求金額の計算書 ・損害内容申告書 ・現金出納帳、資金台帳、資産台帳、入出金伝票、入庫伝票、在庫棚卸帳 ・領収書、仮領収書、支払証明、支払伝票、出庫伝票 ・被害品の価格を証明する書類 など
③その他の書類	
書類 の例	・被保証人の雇用関係または雇用関係に準ずる関係を証明する書類 ・精算書(被保証人に支払うべき債務がある場合) ・示談書(既に被保証人と示談している場合) ・権利移転書 ・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など
(8) その他費用に関する保険金請求に必要な書類	
①事故の発生を証明する書類	
書類 の例	・公的機関が発行する証明書(罹災証明書、事故証明書)またはこれに代わる書類 ・業務中・法人の管理下の活動中の事故であることを証明する証明書 ・事故原因・発生場所・損害状況の見解書、写真 など
②保険金支払額の算出にあたり確認する書類	
書類 の例	・修理見積書、損害明細書、請求明細書、領収書 ・受領書 ・法定外補償規定 ・交通費・宿泊費・移送費・通信費等の諸費用の明細書 ・損害防止費用・収益減少防止のために支出した費用を示す書類 ・財務諸表などの決算書類に関する書類 ・月次試算表 ・支出した費用の額を示す書類(領収書、請求書) ・復旧通知書、復旧工程表 ・運転資格を証明する書類(免許証など) ・自動車検査証等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類 など
③その他の書類	
書類 の例	・調査同意書(当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書) など

(4) 保険金のお支払時期

当社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(5) 保険金の代理請求

意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の親族が代理人として被保険者に代わって保険金を請求できる場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(6) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(7) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

8 保険料確定特約の内容および注意事項について

保険料を年間の売上高、延べ活動人数等(以下「保険料算出の基礎数値」といいます)をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額を精算(確定精算)いただく契約方式(以下「確定精算方式」といいます)と、ご契約時に把握可能な最新の会計年度の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。確定精算を省略する方式を選択(「保険料確定特約」をセット)された方は、次をご確認いただき、保険申込書の「保険料確定特約ご確認欄」に押印をお願いします。

(1) 保険料算出の基礎について

- ①保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最新の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告(記入)ください。
- ※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- ②保険の対象となる業務等が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告(記入)ください。

(2) 確定精算を省略する方式(保険料確定特約)に関する注意事項について

- ①保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ②保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ③お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最新の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ④保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合(注)には、この特約はセットできません。
- (注)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするとご契約には、この特約はセットできません。
- ⑤ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

9 最低保険料について(確定精算方式の場合)

前記 **8 保険料確定特約の内容および注意事項について** で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料(年額)が最低保険料5,000円に達しないときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます(別に約定した場合を除きます)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

10 集団扱のご契約について

団体扱・集団扱特約をセットしてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が次の表に該当する契約に限ります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

保険契約者	(1) 集団の所属員(次のいずれかの方) ① 集団に勤務する方(役員・従業員等) ② 集団を構成する個人・法人 ③ 上記②に勤務する方(役員・従業員等) ④ 上記②を構成する個人・法人 ⑤ 上記④に勤務する方(役員・従業員等)
被保険者	(2) 集団自身 保険契約者本人(補償内容により、保険契約者以外の方も被保険者となる場合があります)

なお、保険期間の途中で前記の条件を満たさなくなった場合は、「残りの保険料を一括して払い込んでいただくこと」や「ご契約を解約して新たなご契約をしていただくこと」がありますので、あらかじめご了承ください。

約定期行費用保険
(補償制度費用保険・
顧客サービス費用保険等)

重要事項のご説明

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、約定期行費用保険（補償制度費用保険・顧客サービス費用保険等）に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みくださいようお願いいたします。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数にわたる団体契約を含みます）は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不
利益になる事項等、特にご注意ください事
項

▼この書面における主な用語について説明します。

被 保 険 者	補償の対象となる方をいいます。
保 険 期 間	保険のご契約期間をいいます。
支 払 限 度 額	当社がお支払いする保険金の上限額をい、保険証券に記載された金額をいいます。
免 責 金 額	保険金としてお支払いする1事故ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

契約概要

- ①この保険は、被保険者が、偶然な事由が生じた場合に、一定の金銭等の債務を履行または免除する旨の約定を第三者との間であらかじめ行っている場合において、その約

定を履行することによって被保険者に生じた費用損害を補償する保険です。

- ②この保険は、約定期行費用保険普通保険約款に各種特約をセットしてご契約いただきます。

約定期行費用保険普通保険約款

+ 各種特約(注)

(注) 契約内容に応じて各種特約がセットされます。

(2) 補償内容

契約概要

注意喚起情報

①被保険者

保険申込書の「被保険者」欄に記載された方が被保険者となります。ただし、特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

被保険者が、偶然な事由が生じたときに、第三者との間で定めている災害見舞金規定、サービス約款等に基づき、見舞金等を給付することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする条件は適用される特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

- ・保険契約者・被保険者等の故意または重大な過失
- ・被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合において、その者の故意または重大な過失（ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます）など

④お支払いする保険金

お支払いする保険金は適用される特約により異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) セットできる主な特約

契約概要

詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損害保険カスタマーセンター
0120-721-101 (無料)

※受付時間 [平日9:00～17:00
(土・日・祝日および年末年始は休業
させていただきます)]

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター
0120-985-024 (無料)

※受付時間 [365日24時間]
※IP電話からは**0276-90-8852**(有料)に
おかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

1

指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

「ナビダイヤル」
【全国共通・通話料有料】 **0570-022-808**

※受付時間 [平日9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ※携帯電話からも利用できます。
※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

2015年11月承認 160101 GN15C011106 V01-701

(4) 複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）

注意喚起情報

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金がお支払いされない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(5) 支払限度額等

契約概要

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額、縮小支払割合につきましては、保険申込書の「支払限度額」、「免責金額」、「縮小支払割合」欄にてご確認ください。

(6) 保険期間、補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間

保険期間は原則1年間です。ただし、保険契約の形態によって1年超の長期契約や1年末満の短期契約も条件により可能です。代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます）につきましては、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時（保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に開始します。

③補償の終了時期

満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料(注)は、支払限度額、保険期間、免責金額、縮小支払割合等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注) 保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

- ①保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払(注1)と、複数回に分けて払い込む一般分割払(注2)および大口分割払(注3)があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(注1) ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとしていますので、お確かめください。

(注2) 補償制度費用保険のみ選択でき、口座振替12回払のみとなります。また、保険料割増が適用されます。

(注3) 一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

- ②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領収する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

2

2015年11月承認 160101 GN15C011106 V01-701

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

分割払で払い込む場合、分割保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注) 口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

3 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務（ご契約時にお申し出いただく事項）

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。

(注) ご契約時に当社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

- (2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります（②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります）。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項

- ①保険申込書の※印がついている項目（下記②を除く）に記載された内容
- ②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ（ご契約の申込みの撤回等について）

注意喚起情報

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

III. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等（契約締結後にご連絡いただく事項）

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ（通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）代理店・扱者または当社まで連絡する義務（通知義務）があります。ご連絡がない場合は、保険期間の中途であってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと(注)がありますので、ご注意ください。

(注) ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りです。

通知事項

- ①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ②上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

- (2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ①保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ②上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります。また返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んだいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

3 無効、失効、取消について

注意喚起情報

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

- ①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
- ②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。
- ③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をする場合があります。

5 調査について

ご契約に関して必要な調査させていただくことがあります。正当な理由がなくこの調査を拒否した場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご理解ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

●再保険について

再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは

当社ホームページをご覧ください
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

5 重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合を除きます）。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
 - ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- など

6 継続契約について

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なることまたはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7 万一、事故が発生した場合のご注意

(1) 事故の発生

- ①事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

(2) 他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者には、下表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4 個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、更改のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続を含みます）、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

3

2015年11月承認 160101 GN15C011106 V01-701

(1) 当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2) 当社所定の損害（事故）状況報告書	
事故日時、発生場所、事故状況、事故原因等を申告される書類をいいます。また、損害（事故）状況を確認するためにこの報告書のほか（4）①、③に掲げる書類もご提出いただく場合があります。	
(3) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本 など
(4) 損害（費用）の保険金請求に必要な書類	
①損害（費用）の発生を証明する書類	
書類の例	・公的機関が発行する証明書（罹災証明書、事故証明書）またはこれに代わる書類 ・被保険者と第三者との約定を証明する書類（災害見舞金規定（写）、サービス約款（写）） ・事故原因・発生場所・被害状況の見解書、写真 ・死亡診断書または死体検案書 ・医師の診断書 ・後遺障害診断書 など
②損害（費用）の額を証明する書類	
書類の例	・修理見積書、請求明細書、領収書、損害明細書 ・損害内容申告書 ・諸費用（交通費、宿泊費、移送費、通信費等）の明細書 ・災害見舞金規定（写）、サービス約款（写） ・死亡診断書または死体検案書 ・医師の診断書 ・後遺障害診断書 ・支出した費用の額を示す書類（領収書、請求書） など
④その他の書類	
書類の例	・権利移転書 ・調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） ・従業員や構成員の名簿（写）、参加者や顧客の名簿（写） など

(4) 保険金のお支払時期

当社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(5) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

4

2015年11月承認 160101 GN15C011106 V01-701

8 保険料確定特約の内容および注意事項について

補償制度費用保険においては、保険料が年間の見込みの従業員等の数、賃金総額等（以下「保険料算出の基礎数値」といいます）により定められている契約につきましては、年間の保険料算出の基礎数値をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額を精算（確定精算）いただく契約方式（以下「確定精算方式」といいます）と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。

確定精算を省略する方式を選択（「補償制度費用保険特約（確定精算不要用）」をセット）された方は、次をご確認いただき、保険申込書の「保険料確定特約ご確認欄」に押印をお願いします。

※確定精算を省略する契約方式をお取り扱いできないご契約もあります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(1) 保険料算出の基礎について

① 保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告（記入）ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

② 保険の対象となる保険料算出の基礎数値が複数となる場合にはそれぞれの数値をご申告いただき、「保険料算出の基礎欄」には合計の数値をご申告（記入）ください。

(2) 確定精算を省略する方式(保険料確定特約)に関する注意事項について

① 保険期間中に確定精算方式への変更はできません。

② 保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。

③ お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

④ 保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合(注)には、この特約はセットできません。

(注) 企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセットできません。

⑤ ご契約が保険期間中に解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、確定精算は行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い、保険料を返還・請求いたします。

詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

9 最低保険料について（確定精算方式の場合）

前記「8. 保険料確定特約の内容および注意事項について」で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料（年額）が最低保険料に達しないときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます（別に約定した場合を除きます）。1 保険契約の最低保険料は、別に約定した場合を除き5,000円となります。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

【契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明】

- この書面は、包括職業賠償責任保険に関する重要な事項を説明しています。ご契約前に必ずお読みになり、保険申込書の質問事項にご回答のうえ、記載内容に誤りがないことを確認し、お申込みください。
- お申込みいただく際には、保険申込書等に記載の内容がお客さまのご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款および特約（以下「普通保険約款・特約」といいます）に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合（被保険者が複数のわたる団体契約を含みます）、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

契約概要

保険商品の内容を
ご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不
利益になる事項等、特にご注意いた
さしたい事項

この書面における主な用語について説明します。

被 保 険 者	補償の対象となる方をいいます。
保 険 期 間	保険のご契約期間をいいます。
支 払 限 度 額	被保険者が損害を被る場合に、当社がお支払いする保険金の上限額をいい、保険証券に記載された金額をいいます。損害賠償金だけでなく、争訟費用を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。
免 責 金 額	保険金としてお支払いする一連の損害賠償請求ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

I. 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

契約概要

包括職業賠償責任 保険普通保険約款	各種特約	セットできる主な特約については「(3) セットできる主な特約」をご参照ください。
----------------------	------	--

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

当社へのご相談・苦情がある場合は

下記にご連絡ください。

あおいニッセイ同和損害保険カスタマーセンター
0120-721-101 (無料)※受付時間【平日9:00～17:00
（土・日・祝日および年末年始は休業
させていただきます）】

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター
0120-985-024 (無料)※受付時間【365日24時間】
※IP電話からは**0276-90-8852** (有料)に
おかけください。
※おかけ間違いにご注意ください。

(2) 補償内容

契約概要

注意喚起情報

①被保険者

記名被保険者（保険申込書の記名被保険者欄に記載された方）のみが被保険者となります。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

被保険者が保険証券記載の業務につき行った行為（不作為を含みます）に起因して、保険期間中に被保険者に対して日本国内において損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（損害賠償金や争訟費用など）に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款・特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いできません。なお、主なものを記載しておりますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 直接である間接であるを問わず、被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。
- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾に起因する損害賠償請求
- ②地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償請求
- ③核物質の危険性またはあらゆる形態の放射能汚染に起因する損害賠償請求
- ④次のいずれかに該当する事由に起因する損害賠償請求
- ア. 汚染物質の排出、流出、漏出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態
- イ. 汚染物質の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請
- (2) 被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合にこの規定が適用されるものとします。
- ①被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為（過失犯を除きます）に起因する損害賠償請求
- ②その行為が法令に違反することを被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）行った行為に起因する損害賠償請求

指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

「ナビダイヤル」
（全国共通・通話料有料） **0570-022-808**※受付時間【平日9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）】 ※携帯電話からも利用できます。
※IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。 ※おかけ間違いにご注意ください。
※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/pr/adr/>

1

(160101)(2015年11月承認)GN15C011179(V01-715)

- ③その行為が他人に損失を与えることを被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）行った行為に起因する損害賠償請求
- ④業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑤業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求
- ⑥被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行に起因する損害賠償請求
- ⑦被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償請求
- ⑧被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったことに起因する損害賠償請求
- ⑨被保険者が得たまたは請求した報酬についての損害賠償請求
- (3) 被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。
- ①身体の障害または精神的苦痛に起因する損害賠償請求
- ②名誉毀損または秘密漏えいに起因する損害賠償請求
- ③財物の滅失、損傷、汚損、紛失または盗難（これらに起因する財物の使用不能損害を含みます）に起因する損害賠償請求
- ④特許権、実用新案権、商標権（サービスマークを含みます）、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号権または著作権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑤鉱業権、漁業権（入漁権を含みます）、水利権、営業権等の無体財産権の侵害に起因する損害賠償請求
- ⑥他の被保険者からなされた損害賠償請求
- ⑦被保険者の下請人または共同事業者からなされた損害賠償請求
- ⑧自動車の所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
- (4) 被保険者に対してなされた次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、この規定は適用されます。
- ①初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
- ②初年度契約の保険期間の開始日より前に被保険者（他の被保険者を含みます）に対して提起されていた訴訟およびこれらの訴訟の中で申し立てられた事実と同一または関連する事実に関する損害賠償請求
- ③この保険契約の保険期間の開始日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされたおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
- ④この保険契約の保険期間の開始日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求 など

④お支払いする保険金

お支払いする保険金は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

【お支払いの対象となる損害の範囲】

ア. 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金（これに類似するものを含みます）の加重された部分および被保険者和其他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
イ. 争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（訴訟、調停、和解または仲裁等を含みます）によって生じた費用（記名被保険者または記名被保険者の役員または使用人の報酬、賞または給与等を除きます）で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。

2

(160101)(2015年11月承認)GN15C011179(V01-715)

【お支払いする保険金の額】

特約に別の規定がある場合を除き、損害の額の合計が、一連の損害賠償請求につき保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額を、保険金としてお支払いします。ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額の合計で保険証券記載の支払限度額を限度とします。

(3) セットできる主な特約

契約概要

セットできる主な特約とその概要を記載しています。詳細および記載のない特約については代理店・扱者または当社までお問合わせください。

特約の名称	特約の概要
保険料確定特約 （包括職業賠償用）	「保険契約締結時において把握可能な最近の会計年度（1年間）における保険料算出の基礎の実績数値」に基づき算出した保険料を、確定保険料とする特約です。

(4) 複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）

注意喚起情報

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や当社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したときは、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

(5) 引受条件（支払限度額、免責金額等）

契約概要

お客さまが実際にご契約いただく支払限度額、免責金額につきましては、保険申込書の「支払限度額」、「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。

(6) 保険期間、補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間

保険期間（保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます）は1年間です。また、1年を超える長期契約や1年未満の短期契約も条件により可能です。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間につきましては、保険申込書の「保険期間」欄をご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時（保険申込書またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に開始します。

③補償の終了時期

満期日の午後4時に終了します。

2 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料(注)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(注)保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。

(2) 保険料の払込方法

①ご契約時の保険料は、次のとおりキャッシュレスで払い込むことができます。ただし、ご契約内容によっては、選択できる払込方法に制限があります。また、代理店・扱者によっても取扱いができない場合があります。その場合、ご契約と同時に現金で払い込んでいただきます(注1)。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください(注2)。

(○：選択できます ×：選択できません)

主な払込方法	分割払		一時払
	一般分割払(注3)	大口分割払(注4)	
口座振替	○	○	○
クレジットカード払(売上票方式)	○(注6)	○(注6)	○
払込票払(注5)	×	×	○

(注1)ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合には、当社所定の保険料領収証を発行することとさせていただきますので、お確かめください。

(注2)団体契約の場合は、保険料の全額を一括して払い込んでいただきます。

(注3)保険料割増が適用されます。

(注4)一時払保険料が20万円以上の場合に選択できます。口座振替ができるのは12回払のみとなります。

(注5)保険料の額によっては利用できない場合があります。

(注6)初回保険料のみ選択できます。

②ご契約と同時に現金で払い込んでいただく場合、始期日以降であっても、代理店・扱者または当社が保険料を領取する前に発生した事故による損害については、保険金をお支払いできません。

(3) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

キャッシュレスで払い込む場合、保険料は払込期日までに払い込んでいただきます。払込期日までに払込みがない場合は、払込期日の翌月末日(注)までに保険料を払い込んでください。払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがない場合、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(注)口座振替のご契約については、保険契約者に故意および重大な過失がなかった場合は、払込期日の翌々月末日まで払込みを猶予します。

初回保険料の払込前に事故が発生した場合、原則として、保険金のお支払いには初回保険料の払込みが必要となります。当社にて初回保険料の払込みを確認後、保険金をお支払いします。

3 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

II. 契約締結時におけるご注意事項

1 告知義務(ご契約時にお申し出いただく事項)

(1) 保険契約者または被保険者になる方には、保険申込書(注)の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

(注)ご契約時に当社にご提出していただく書類で、ご契約に必要な内容を記載した付属書類を含みます。

(2) ご記入いただいた保険申込書の記載事項のうち、次に記載する危険に関する重要な事項について、保険契約者または被保険者の故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります(②のみに該当した場合は、保険金のお支払いへの影響はありませんが、ご契約が解除されることがあります)。ご契約に際して、今一度お確かめください。

危険に関する重要な事項

- ①保険申込書の※印がついている項目(下記②を除く)に記載された内容
- ②このご契約と補償が重複する他の保険契約または共済契約の有無

2 クーリングオフ(ご契約の申込みの撤回等について)

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申し込みください。

III. 契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等(契約締結後にご連絡いただく事項)

(1) 保険契約者または被保険者は、次に記載する通知事項が発生する場合、あらかじめ(通知事項の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)代理店・扱者または当社まで連絡する義務(通知義務)があります。ご連絡がない場合は、保険期間の途中でであってもご契約を解除することや保険金をお支払いできないこと(注)がありますので、ご注意ください。

(注)ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りです。

3

(160101)(2015年11月承認)GN15C011179(V01-715)

通知事項

- ①保険申込書の※印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ②上記のほか、特約において代理店・扱者または当社に通知すべき旨定められている事実が発生する場合

(2) その他、次のような事項が発生した場合は、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。

- ①事業を廃止または譲渡した場合
- ②保険契約者の住所または連絡先を変更した場合
- ③上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合には、代理店・扱者または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定める規定により保険料を返還、または未払込保険料等をご請求することがあります(「初回保険料口座振替特約」とあわせて「保険料大口分割払特約」をセットした契約については、原則として追加保険料が発生します)。また返還される保険料があっても多くの場合は、払い込んでいただいた保険料の合計額より少ない金額になりますので、ご契約は継続することをご検討ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

3 無効、失効、取消について

下記の事由に該当した場合について、既に払い込んだ保険料の取扱いは以下のとおりです。

- ①保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となります。既に払い込んだ保険料は返還できません。
- ②この保険契約が失効した場合、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- ③保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなることがあります。既に払い込んだ保険料は返還できません。

4 保険証券の確認・保管

ご契約いただいた後にお届けする保険証券は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。また、ご契約手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問合わせください。ご契約後に当社から確認の連絡をすることがあります。

5 調査について

事故の発生の予防措置についてその状況を調査させていただくことがあります。この調査の結果、不備がある場合、当社はこれを改善することを保険契約者または被保険者をお願いすることがあります。

正当な理由がなくこの調査または改善のお願い(請求)を拒否した場合は、ご契約を解除させていただくことがありますのでご理解ください。詳細は、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

その他、留意していただきたいこと

1 取扱代理店の権限

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

2 共同保険

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は分担割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

3 保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

4

(160101)(2015年11月承認)GN15C011179(V01-715)

4個人情報

個人情報の取扱い

注意喚起情報

個人情報の利用目的について

本保険契約に関する個人情報は、適正な保険のお引受け、万一保険事故が発生した場合の円滑かつ適切な保険金のお支払い、保険契約に付帯されるサービスのご提供のほか、更改のご案内、保険制度の健全な運営（再保険契約に伴う諸手続きを含みます）、商品のご提案、グループ会社および提携先・委託先等の商品・サービスのご提案・ご提供などに利用させていただきます。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

また、本保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●法令等の対応について

個人情報の保護に関する法律その他の法令等により外部へ提供することがあります。

●契約等の情報交換について

当社は、本保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

再保険契約の締結や再保険金の請求等のため、本保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供することがあります。

詳しくは

当社ホームページをご覧になるか当社までお問い合わせください。
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

5重大事由

重大事由による解除

下記のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません（下記②の場合で被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合および損害賠償金に対する保険金を除きます）。

- ①保険契約者または被保険者が、保険金を支払わせることを目的として損害または費用を発生させた場合
- ②保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- など

6継続契約

継続契約について

- ①著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- ②当社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、またはご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

7万一、事故が発生した場合

万一、事故が発生した場合のご注意

①事故の発生

- ①事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ②このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③この保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめてください。あらかじめ当社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

②他の保険契約等がある場合の保険金のお支払い

このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、当社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち当社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(1) 当社所定の保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）	
(2) 当社所定の損害（事故）状況報告書	
当社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これに類する書類（注） （注）損害賠償が請求されたまたは損害賠償の請求がなされるおそれ最初に知ったときの状況・日時・場所、申し立てられている行為、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	
書類の例	当社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、保険金をお支払いできない事由の該当性を確認する書類 など

5

(160101)(2015年11月承認)GN15C011179(V01-715)

(3) 保険金請求権をもつことの確認資料	
書類の例	委任状、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本、法人登記簿謄本、戸籍謄本 など
(4) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①損害額および損害賠償請求権者を確認する書類	
書類の例	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部（個人）事項証明書 など
②損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	
書類の例	示談書、判決書、当社所定の念書および損害賠償金の支払いを証する書類 など
③共同不法行為の場合の第三者等に対する権利の移転を確認する書類	
書類の例	権利移転証（業）念書 など
(5) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	
書類の例	支出された訴訟対応等の費用が確認できる書類・明細書 など
(6) その他必要に応じて当社が求める書類	
①当社が損害または事故の調査を行うために必要な書類	
書類の例	調査同意書（当社が事故または被害の調査を行うために必要な同意書） など
②他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	
書類の例	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書 など
③保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	
書類の例	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書、法人代表者資格証明書 など

(4) 保険金のお支払時期

当社はお客さまより保険金請求書類をご提出していただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、当社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(5) 保険金請求権の時効

保険金の請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金の請求権が発生する時期等、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(6) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

8保険料

保険料確定特約の内容および注意事項について

保険料を、売上高等（以下「保険料算出の基礎数値」といいます）により定める契約については、年間の見込みの保険料算出の基礎数値をもとに算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額をご精算（確定精算）いただく契約方式（以下「確定精算方式」といいます）と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をもとに算出した保険料によりご契約いただき確定精算を省略する契約方式があります。

確定精算を省略する方式を選択（「保険料確定特約」をセト）された方は、次をご確認いただき、保険申込書の「保険料確定特約ご確認欄」に押印をお願いします。

※確定精算を省略する契約方式をお取扱いできないご契約もあります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(1) 保険料算出の基礎について

保険申込書の「保険料算出の基礎欄」には、ご契約時に把握可能な最近の会計年度の保険料算出の基礎数値をご申告（記入）ください。

※ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。

(2) 確定精算を省略する方式（保険料確定特約）に関する注意事項について

- ①保険期間中に確定精算方式への変更はできません。
- ②保険期間終了時に保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ③お申込み時にご申告いただいた保険申込書記載の保険料算出の基礎数値は、現時点で把握可能な最近の会計年度の数値に相違ないかご確認ください。数値に誤りがあった場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。
- ④保険期間中の保険料算出の基礎数値が、ご申告いただいた数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合（注）には、この特約はセトできません。
（注）企業買収・部門売却等の予定がある場合（保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合）、季節的または一時的な営業期間を保険期間とするご契約には、この特約はセトできません。
- ⑤ご契約が保険期間中に解除・解約された場合（中途更改を含みます）には、確定精算を行わず、普通保険約款・特約に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。
詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

9最低保険料

最低保険料について（確定精算方式の場合）

前記 8 保険料確定特約の内容および注意事項について で確定精算方式を選択いただいた場合で、保険期間終了時に算出された確定保険料（年額）が最低保険料5,000円に達しないときは、暫定保険料と最低保険料との差額を精算いただきます（別に約定した場合を除きます）。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

(160101)(2015年11月承認)GN15C011179(V01-715)